

○ 総務省令第三号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月七日

総務大臣　寺田　稔

経済産業大臣　西村　康稔

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令及び特定機器に係る適合性評価手續の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（特定機器に係る適合性評価手續の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令の一部改正）

第一条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令（平成十三年総務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

第四条 【略】
(指定の申請)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 令第二条第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに係る国外適合性評価事業の区分に係る指定の申請の場合

「イ・ホ 略」

〔二 略〕

3 指定調査機関は、次の事項に変更があった場合は、変更した事項、変更した年月日及び変更の理由を記載した様式第四による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一 令第二条第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに係る国外適合性評価事業の区分に係る調査を行う指定調査機関にあっては前項第一号ホ(1)（構成員の氏名又は名称に係る事項に限る。）、(4)又は(6)の事項

〔二 略〕

(指定の基準)

第五条 法第十七条第一号の審査の基準については、次のとおりとする。

一 令第二条第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに係る国外適合性評価事業の区分に係る指定の申請の場合

「イ・ロ 略」

〔二 略〕

〔三 略〕

第四条 【同上】
(指定の申請)

2 「同上」

一 令第二条第一号から第七号までに係る国外適合性評価事業の区分に係る指定の申請の場合

「イ・ホ 同上」

〔二 同上〕

3 「同上」

一 令第二条第一号から第七号までに係る国外適合性評価事業の区分に係る調査を行う指定調査機関にあっては前項第一号ホ(1)（構成員の氏名又は名称に係る事項に限る。）、(4)又は(6)の事項

〔二 同上〕

(指定の基準)

第五条 【同上】

一 令第二条第一号から第七号までに係る国外適合性評価事業の区分に係る指定の申請の場合

「イ・ロ 同上」

〔二 同上〕

〔三 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(認定の申請)

第二条 【略】

2 法第三条第三項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

(認定の申請)

第二条 【同上】

【一・三 同上】

改正前

(認定の申請)

第二条 【同上】

【一・三 同上】

第三条 法第五条第一項（法第六条第二項及び第七条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める認定の基準は、次のとおりとする。

一 法第三条第三項第四号に掲げる事項が、イからルまでに掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、それぞれイからルまでに定める事項を満たしていること。

イ 令第二条第一号に係る国外適合性評価事業 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Q一七〇六五及びQ一七〇二一一に定める事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を日欧協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第一号に掲げる関係法令等のうち欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・ECを廃止し、無線機器を市場において利用可能とすることに係る加盟国の法律の調和に関する二千十四年四月十六日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇一四・五三・EU（以下「RE指令」という。）附属書3に係る業務（以下、「附属書3の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本産業規格Q一七〇六五に定める事項と、その業務の範囲をRE指令附属書4に係る業務（以下「附属書4の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本産業規格Q一七〇二一一に定める事項とする。

【ローチ 略】

リ

令第二条第九号に係る国外適合性評価事業 日本産業規格Q一七〇六五及びQ一七〇二

一一に定める事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を日英協定の相互承認に関する議定書（次号及び第十三条において「日英協定相互承認議定書」という。）通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第一号に掲げる関連法令等のうち二千七年無線機器規則（S.I.二〇一七・一二〇六。以下「無線機器規則」という。）附則3に係る業務（以下「附則3の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本産業規格Q一七〇六五に定める事項と、その業務の範囲を無線機器規則4に係る業務（以下「附則4の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本産業規格Q一七〇二一一に定める事項とする。

【ローチ 同上】

リ

令第二条第十号に係る国外適合性評価事業 日本産業規格Q一七〇六五に定める事項

二 令第二条第十一号に係る国外適合性評価事業 日本産業規格Q一七〇六五に定める事項

二 法第三条第一項の認定を受けようとする者が、イからルまでに掲げる国外適合性評価事業

の区分に応じ、それぞれイからルまでに定める技術上の要件を用いて適合性評価を実施するための技術的能力を有していること。

イ 令第二条第一号に係る国外適合性評価事業(1)及び(2)の事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を附属書3の業務に限定して認定を受けようとするときは(1)の事項と、その業務の範囲を附属書4の業務に限定して認定を受けようとするときは(2)の事項とする。

(1) RE指令第三条に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、RE指令に基づき欧州連合の公報により公表された規格(以下「整合化規格」という。)があるものについては、当該整合化規格に定める事項とすることができる。

〔2〕 略

〔ローチ 略〕
リ 令第二条第九号に係る国外適合性評価事業(1)及び(2)の事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を附則3の業務に限定して認定を受けようとするときは(1)の事項と、その業務の範囲を附則4の業務に限定して認定を受けようとするときは(2)の事項とする。

(1) 無線機器規則第六条に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、無線機器規則に基づき英國規格協会により制定された規格があるものについては、当該規格に定める事項とができる。

(2) 日本産業規格Q九〇〇一に定める事項

又 令第二条第十号に係る国外適合性評価事業 日英協定相互承認議定書通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第二号に掲げる関係法令等のうち二千十六年電磁両立性規則(SI二〇一六・一〇九一。以下「電磁両立性規則」という。)第七条及び附則1に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、電磁両立性規則に基づき英國規格協会により制定された規格があるものについては、当該規格に定める事項とができる。

ル 令第二条第十一号に係る国外適合性評価事業 電磁両立性規則第七条及び附則1に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、電磁両立性規則に基づき英國規格協会により制定された規格があるものについては、当該規格に定める事項とができる。

〔三〕 略 (証明書の記載事項)

第十二条 法第十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 令第二条第一号から第五号まで、第六号(電気通信機器の適合性評価を行う外国試験機関及び外国認証機関の承認制度(二千七年)5・2に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業に限る。)及び第九号から第十一号までに係る国外適合性評価事業の場合

〔イ ジ ニ 略〕

ホ 適合性評価に係る特定輸出機器の名称及び型式又は製造番号(附属書4の業務又は附則

の区分に応じ、それぞれイからルまでに定める技術上の要件を用いて適合性評価を実施するための技術的能力を有していること。

イ 〔同上〕

(1) RE指令第三条に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、RE指令に基づく欧州共同体の公報により公表された規格(以下「整合化規格」という。)があるものについては、当該整合化規格に定める事項とができる。

〔2〕 同上

〔ローチ 同上〕
新設

〔新設〕

〔三〕 同上

(証明書の記載事項)

第十二条 〔同上〕

一 令第二条第一号から第五号まで及び第六号(電気通信機器の適合性評価を行う外国試験機

関及び外国認証機関の承認制度(二千七年)5・2に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業に限る。)に係る国外適合性評価事業の場合

〔イ ジ ニ 同上〕

ホ 適合性評価に係る特定輸出機器の名称及び型式又は製造番号(附属書4の業務にあつて

4 の業務にあっては、型式又は製造番号を除く。)

〔ヘ・ト 略〕
当該証明書が有効であるための条件が存在する場合はその条件（令第二条第一号から第五号及び第九号から第十一号までに係る国外適合性評価事業の場合に限る。）

〔二・五 略〕
〔一・三 略〕
〔二・五 同上〕
〔新設〕
(証明書に付する標章)

第十二条 法第十二条第一項の主務省令で定める標章は、次のとおりとする。

〔二・三 略〕
〔二・三 同上〕
〔新設〕
(証明書に付する標章)

第十二条 法第十二条第一項の主務省令で定める標章は、次のとおりとする。

〔二・三 同上〕
〔新設〕
(証明書に付する標章)

第十三条 法第十三条第一項第六号の主務省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 日欧協定第七条3、日シ協定第五十一条3、日米協定第八条2又は日英協定相互承認議定書第七条3の規定により登録の効力が停止されたとき。

二 日欧協定第九条1、日シ協定第五十三条1、日米協定第六条1又は日英協定相互承認議定書第九条1の規定により日欧協定第八条1の合同委員会、日シ協定第五十二条1の合同委員会、日米協定第十条1の合同委員会又は日英協定相互承認議定書第八条1の合同委員会が登録しないことを決定したとき。

(身分証明書)

第十六条 法第三十七条第三項の証明書は、様式第九によるものとする。

2 法第三十七条第七項の証明書は、様式第十によるものとする。

(業務の範囲を限定する場合の手数料の額)

第十八条 令別表第一の備考一の主務省令で定める範囲は別表の一の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考一の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

2 令別表第一の備考二の主務省令で定める範囲は別表の二の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考二の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

3 令別表第一の備考三の主務省令で定める範囲は別表の三の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考三の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

4 令別表第一の備考四の主務省令で定める範囲は別表の四の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考四の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

は、型式又は製造番号を除く。)

〔ヘ・ト 同上〕
〔新設〕

〔二・五 同上〕
〔新設〕
(証明書に付する標章)

〔二・三 同上〕
〔新設〕
(証明書に付する標章)

5 令別表第一の備考五の主務省令で定める範囲は別表の五の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考五の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

6 令別表第一の備考六の主務省令で定める範囲は別表の六の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考六の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

7 令別表第一の備考七の主務省令で定める範囲は別表の七の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考七の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

8 令別表第一の備考八の主務省令で定める範囲は別表の八の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考八の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

9 令別表第一の備考九の主務省令で定める範囲は別表の九の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考九の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

(他の国外適合性評価事業に係る認定を受けていることを証する書類)

第十九条 令別表第一の備考十五及び別表第二の備考二の主務省令で定める書類は、申請者が現に令第二条各号のいずれかに係る国外適合性評価事業に係る認定を受けており、かつ、申請した日前当該申請した国外適合性評価事業に係る法第六条第一項の政令で定める期間（以下「特定期間」という。）以内に行われた当該認定を受けている国外適合性評価事業に係る認定等に当たり審査の事務の合理化（法第三条第一項の認定若しくはその更新又は次条各号の認定若しくは登録若しくはその更新を受けていることを確認することにより、法第五条第一項に規定する主務省令で定める認定の基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていないことを証する書類とする。ただし、申請した国外適合性評価事業に係る主務大臣が認定を受けている国外適合性評価事業に係る主務大臣と同じである場合は、当該認定を受けていることを証する書類とする。

（法第五条第一項の認定と基準が類似する認定又は登録）

第二十条 令別表第一の備考十六及び別表第二の備考三の主務省令で定める認定又は登録は、次に掲げるものとする。

「一・二 略」

三 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第一百四十六条第一項の登録

「四・八 略」

（他の法令による認定又は登録を受けていることを証する書類）

第二十一条 令別表第一の備考十六及び別表第二の備考三の主務省令で定める書類は、次に掲げるもののいずれかとする。

「一・八 略」

5 令別表第一の備考五の主務省令で定める範囲は別表の五の項の第一欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の第二欄に定める範囲とし、令別表第一の備考五の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の第三欄に定める額（電子申請による場合にあつては、同項の第四欄に定める額）とする。

6 令別表第一の備考六の主務省令で定める範囲は別表の六の項の第一欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の第二欄に定める範囲とし、令別表第一の備考六の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の第三欄に定める額（電子申請による場合にあつては、同項の第四欄に定める額）とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

（他の国外適合性評価事業に係る認定を受けていることを証する書類）

第十九条 令別表第一の備考十一及び別表第二の備考二の主務省令で定める書類は、申請者が現に令第二条各号のいずれかに係る国外適合性評価事業に係る認定を受けており、かつ、申請した日前当該申請した国外適合性評価事業に係る法第六条第一項の政令で定める期間（以下「特定期間」という。）以内に行われた当該認定を受けている国外適合性評価事業に係る認定等に当たり審査の事務の合理化（法第三条第一項の認定若しくはその更新又は次条各号の認定若しくは登録若しくはその更新を受けていることを確認することにより、法第五条第一項に規定する主務省令で定める認定の基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていないことを証する書類とする。ただし、申請した国外適合性評価事業に係る主務大臣が認定を受けている国外適合性評価事業に係る主務大臣と同じである場合は、当該認定を受けていることを証する書類とする。

（法第五条第一項の認定と基準が類似する認定又は登録）

第二十条 令別表第一の備考十二及び別表第二の備考三の主務省令で定める認定又は登録は、次に掲げるものとする。

「一・二 同上」

三 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十九条の十一第一項の登録

「四・八 同上」

（他の法令による認定又は登録を受けていることを証する書類）

第二十一条 令別表第一の備考十二及び別表第二の備考三の主務省令で定める書類は、次に掲げるもののいずれかとする。

「一・八 同上」

別表（第十八条関係）

		国外適合性評価事業の区分		国外適合性評価事業の区分		国外適合性評価事業の区分	
		一 令第二条第一号に係る国外適合性評価事業に係る認定		二 令第二条第一号に係る国外適合性評価事業に係る認定		三 令第二条第一号に係る国外適合性評価事業に係る認定の更新	
七 令第二条第九号に係る国外適合性評価事業に係る認定	六 令第二条第八号に係る国外適合性評価事業に係る変更の認定	五 令第二条第八号に係る国外適合性評価事業に係る認定の更新	四 令第二条第八号に係る国外適合性評価事業に係る認定	イ 附屬書3の業務	イ 附屬書4の業務	イ 附屬書3の業務	イ 附屬書4の業務
ロイ 附則3の業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務
申請一件につき 百三十五万五千四百円 七十一万八千五百円	申請一件につき 百二十万二千九百円 二十九万九千六百円	申請一件につき 三百三万九千七百円 六十一万六千円	申請一件につき 三百五万五千三百円 六十三万千七百円	申請一件につき 五百六十万三千四百円 三十二万六千五百円	申請一件につき 五百六十六万九千八百円 七十万二千九百円	申請一件につき 百三十五万五千四百円 七十一万八千五百円	申請一件につき 百三十五万五千四百円 七十一万八千五百円

別表（第十八条関係）

		国外適合性評価事業の区分		国外適合性評価事業の区分		国外適合性評価事業の区分	
		一 令第二条第一号に係る国外適合性評価事業に係る認定		二 令第二条第一号に係る国外適合性評価事業に係る認定		三 令第二条第一号に係る国外適合性評価事業に係る認定の更新	
六 令第二条第八号に係る国外適合性評価事業に係る変更の認定	五 令第二条第八号に係る国外適合性評価事業に係る認定の更新	四 令第二条第八号に係る国外適合性評価事業に係る認定	イ 附屬書3の業務	イ 附屬書4の業務	イ 附屬書3の業務	イ 附屬書4の業務	イ 附屬書3の業務
業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務
申請一件につき 二十八万八千三百円 二十八万七千五百円	申請一件につき 五百九十三万四千円 五百九万三千八百円	申請一件につき 二百九十三万三千百円 五百九万二千九百円	申請一件につき 二百九十四万八千七百円 六十一万八千五百円	申請一件につき 五百四十四万九千三百円 三十一万三千五百円	申請一件につき 五百四十四万九千三百円 六十七万五千八百円	申請一件につき 五百四万五百円 六十七万五千八百円	申請一件につき 五百四万五百円 六十九万五百円
申請一件につき 百十五万八千百円 百十五万七千二百円	申請一件につき 二百九十三万三千百円 五百九万二千九百円	申請一件につき 二百九十四万七千九百円 六十万七千七百円	申請一件につき 二百九十四万七千九百円 三十一万二千六百円	申請一件につき 五百四十四万九千三百円 三十一万二千六百円	申請一件につき 五百四十四万九千三百円 六十七万五千八百円	申請一件につき 五百四万五百円 六十九万五百円	申請一件につき 五百四万五百円 六十九万五百円

八 令第一条第九 申立て係る国外適合性評価事業に 係る認定の更新	イ ロ	附則3の業務 附則4の業務	申立て一件につき 五十万円	四百九十五万円 七十九万円
九 令第二条第九 申立て係る国外適合性評価事業に 係る認定の更新	イ ロ	附則3の業務 附則4の業務	申立て一件につき 四十万円	三十一万円 六十万円

様式第1（第2条、第5条関係）

〔様式略〕

〔備考 1～3 略〕

4 認定又はその更新の際に、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令別表第一の備考十一又は備考十二の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、5の次に、「6 認定又は登録を受けていることを証する書類」を追加し、添付する書類を具体的に記載すること。

様式第5（第12条関係）

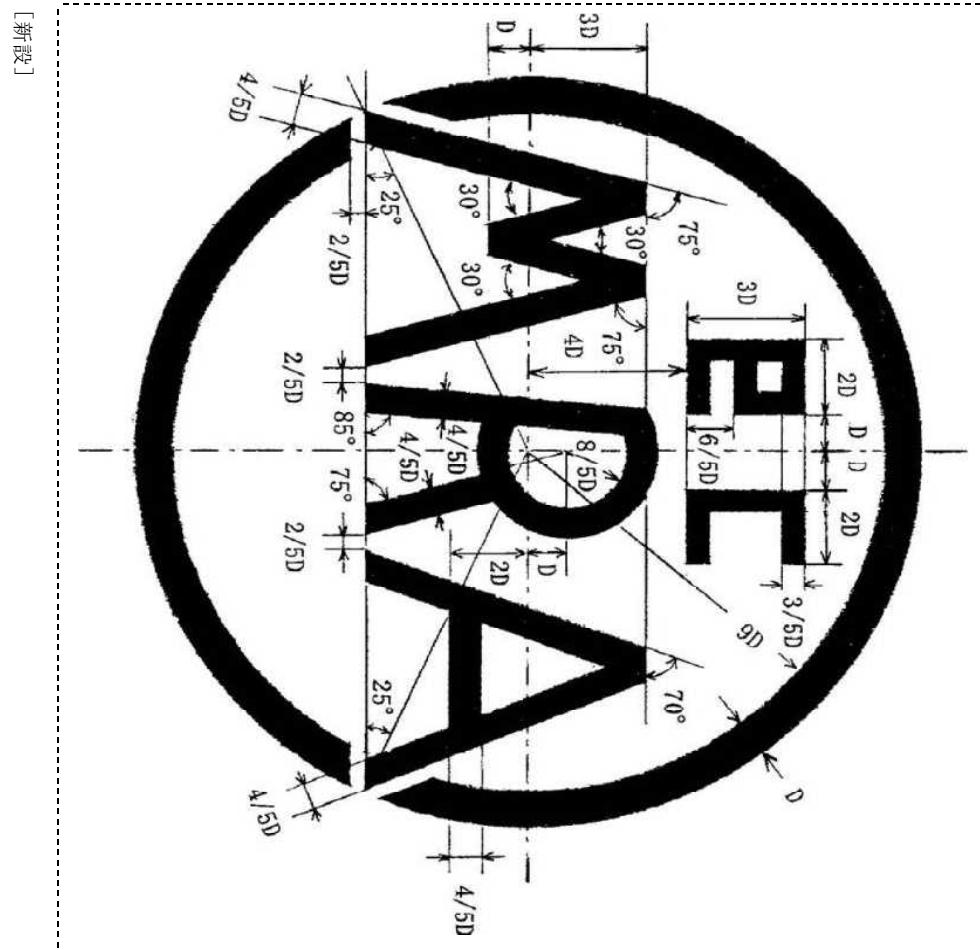
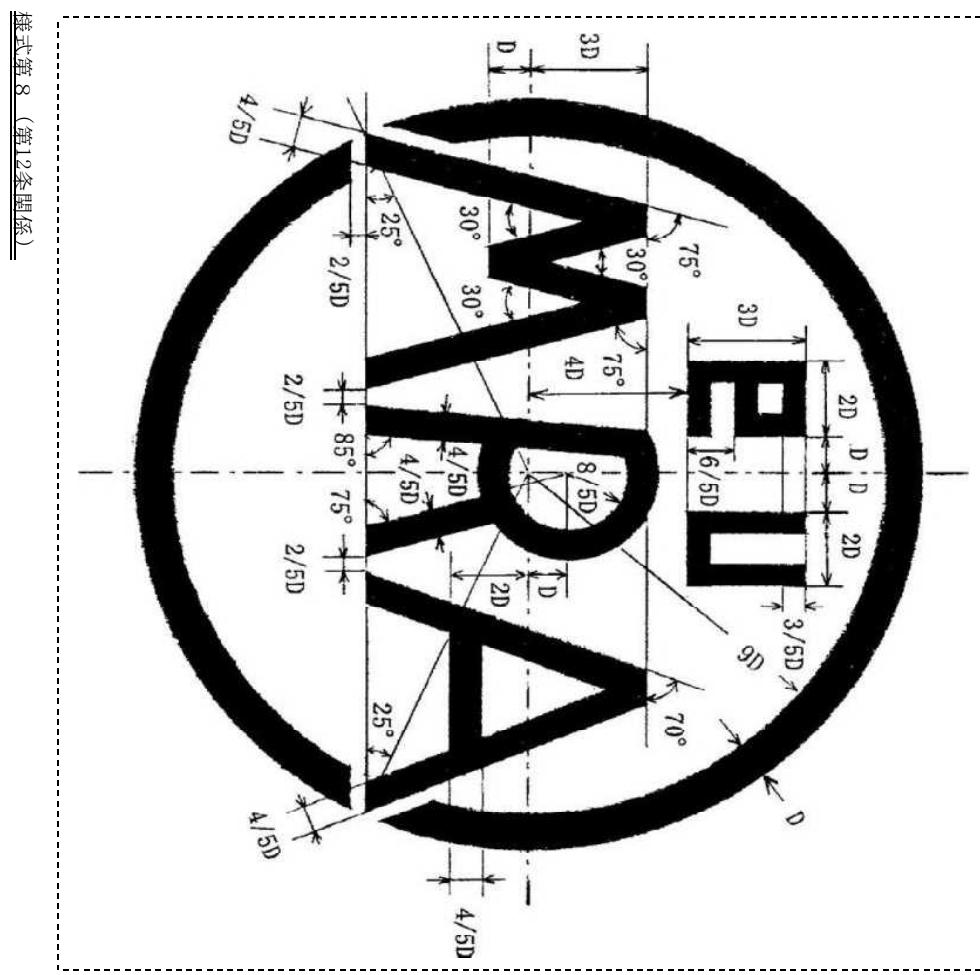
様式第1（第2条、第5条関係）

〔様式同左〕

〔備考 1～3 同左〕

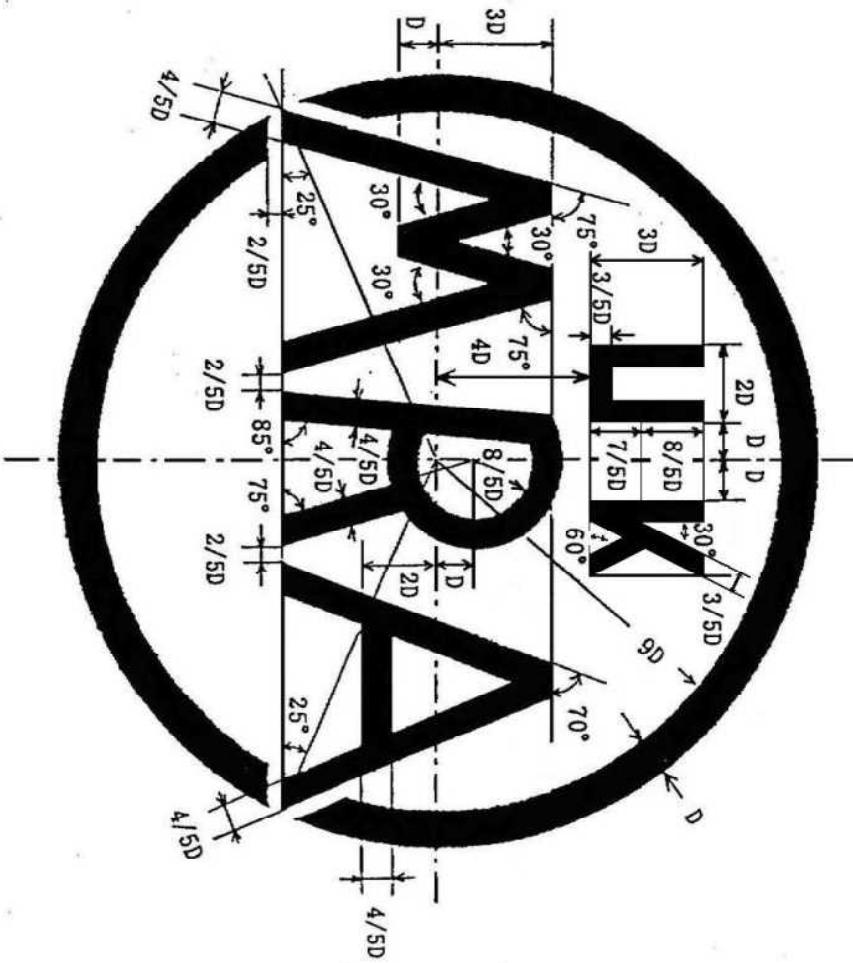
4 認定又はその更新の際に、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令別表第一の備考十一又は備考十二の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、5の次に、「6 認定又は登録を受けていることを証する書類」を追加し、添付する書類を具体的に記載すること。

様式第5（第12条関係）



[New Design]

[Old Design]



様式第9（第16条関係）

〔略〕

様式第10（第16条関係）

〔略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第8（第16条関係）

〔同左〕

様式第9（第16条関係）

〔同左〕

附 則

この省令は、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百三十一号）の施行の日から施行する。